

〈原著論文〉

## 領域「健康」の観点からみた避難訓練の検討

横井良憲\*

### 1. 本研究の背景・目的

文部科学省が示した安全教育資料<sup>1)</sup>では、日常生活で安全確保ができるよう実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う資質・能力を育成すると述べており、子どもに求められる安全能力として考えられる、3つの目標を示している（表1）。

表1. 文部科学省が示した幼稚園等の安全教育の目標

- |                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができる。</li> <li>・災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できる。</li> <li>・危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができる。</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

生まれて間もない子どもは保育者が安全管理を行う養護的な関わりがほとんどであるが、学齢が上がるとともに教育的な関わりが次第に有効になり、安全教育が可能になる<sup>2)</sup>。

保育所保育指針解説（以下、指針）では、避難訓練は子どもへの教育面（第2章 保育の内容）と管理面（第3章 健康及び安全 4 災害への備え）の二つの観点から記載されているが、保育所が幼児教育施設であることを考えると、避難訓練は管理面の都合だけで行われるのではなく、教育的側面から実施されることが非常に重要である。

実際の災害はひとたび発生すれば人間の手で被害の程度や状況を制御することは難しい。このため、模擬的に災害の状況を設定し、避難の練習を行うのが避難訓練である。本番ほどではないかもしれないが、いつもの保育とは異なる緊張感のある雰囲気を楽しむことも、実際の災害への心構えを醸成する上で大切な機会となる。

保育者養成校学生の地震防災への意識調査では、地震防災に対する知識や備えは限定的で十分とは言えず、より具体的に災害に対する知識や備えについて理解する必要がある<sup>3)</sup>ことが指摘されている。また、災害時にも必要となるけがの手当の調査では、8割の保育者はけがの手当を行うのに自信がない、あまり自信がないと答えている。自信がない主な理由は知識技術の不足や指導法の情報不足であった<sup>4)</sup>。震災の恐ろしさを正面から受け止めた質の高い<sup>5)</sup>体験が必要であるという指摘があるが、よりよい避難訓練を行うためには、保育者の避難訓練に対する知識や技術の向上が必要である。

改定された現行の指針では、東日本大震災を踏まえ「災害の備え」が新たに設けられたことで避難訓練に対する記載も充実したものとなった。2024年4月から業務継続計画（BCP）の策定が保育所を含めた社会福祉施設で義務化され、災害発生を前提とし、国民生活を支える保育所が機能を失わないことが、社会に求められている。子どもの生命や健康を守る立場から、保育所における避難訓練は東日本大震災や阪神淡路大震災以前から行っている。法律で定期的に避難訓練を実施することが決められていることも後押しとなり、保育所で必ず行う活動として定着している。これからも保育所において避難訓

\* 幼保連携型認定こども園立南保育園、東海学園大学非常勤講師

練を実施していくことになる。避難訓練を展開する保育者が、訓練の必要性を、根拠をもって確認でき、また、検討することができる資料があることは、よりよい活動に役立つことが期待できる。

このため、本研究では、保育における避難訓練の先行研究や資料にあたり、領域「健康」の観点から避難訓練のありかたについて検討し、実践における避難訓練活用の資料とするものである。

## 2. 研究の方法

保育における避難訓練の利用について、どのような議論があるのか文献を検討し、保育における避難訓練の活用についてまとめる。文献の検討結果と領域「健康」の内容をふまえ、どのような点を考慮し避難訓練を活用していくか検討する。

本研究は保育に関する研究であるため、子どもは未就学の乳幼児と定義する。

## 3. 保育所における避難訓練の環境

### (1) 避難訓練に関する法的環境

#### ア. 管理面に関する法律

火事や地震が発生した場合、保育所の施設・設備が強固であり、また、延焼を防ぐ構造であること、いち早く避難ができるように設計されていることは重要である。これらに関係しているのが建築基準法及び同施行令や消防法及び同施行令である。

建築基準法では、主に災害に対する建物の基準が定められている（表2）。

表2. 保育所に関する建築基準法及び建築基準法施行令の規制例

- |                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・耐火建築物又は条件により準耐火建築物にする。</li><li>・内装は準不燃材料以上を使用する内装制限がある。</li><li>・採光に有効な窓を定められた面積以上に設置しなければならない。</li><li>・面積に応じて2つ以上の直通階段を設けなければならない。</li><li>・天井裏まで達する準耐火構造の防火上主要な間仕切り壁を設置しなければならない。</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

間仕切り壁は、居室と避難経路を区画する、火気使用室とその他の部分を区画する等の配置をする<sup>6)</sup>ことが求められている。

消防法では、火災が発生した際に被害を広げないための物的基準が定められている他、消防計画や消防訓練といったソフト面の整備についても定められている（表3）。

表3. 保育所に関する消防法及び消防法施行令の規制例

- |                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・避難口、避難口誘導灯の設置。</li><li>・避難設備の設置や避難設備の種類。</li><li>・消防訓練の実施と回数。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

避難口とは、いわゆる非常口のことである。避難設備の設置についてだけでなく、避難設備の種類も明記しており、避難はしご、避難用タラップ、滑り台、救助袋、緩降機、避難橋、避難ロープ、滑り棒が避難設備として規定されているが、施設の種類や規模、階数によって設置が可能な設備が決められて

いる。保育所でよく見る園舎からのびる滑り台も避難設備である。自力避難が難しい施設では避難はしごや緩降機は階数によって設置できないことになっている。保育所は消防法では非特定用途防火対象物とされており、消火訓練、通報訓練、避難訓練を消防計画に定められた回数実施しなくてはならない。これは、消火訓練と避難訓練を年に二回以上行わなければならないと定められた特定用途防火対象物(不特定の人々が入り出す建物)より緩い規制であると考えられるが、保育所の場合、別の規制も受けるため、実際には、消防法の規定よりも多い回数の訓練が必要となる。

保育所を含む児童福祉施設に対する基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準もある。保育所における避難に関する点をまとめると表4のようになる。

表4. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の災害避難に関する規制例

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光・換気の構造設備を設ける。</li> <li>・消火用具や非常口の設置、非常災害に対する具体的計画を立てる。</li> <li>・避難及び消火に対する訓練は少なくとも毎月一回は行わなければならない。</li> <li>・耐火建築物又は条件により準耐火建築物にする。</li> <li>・二階以上に保育室等を設ける場合、避難用の階段等を設置する。</li> <li>・調理室の防火対策。</li> <li>・保育所の壁、天井、室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。</li> <li>・非常警報器具等及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける。</li> <li>・カーテン、建具で可燃性の物は防火処理を施す。</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

高層施設にテナント入居する保育所もあり、建物全体が特定用途防火対象物に該当するため、非特定用途防火対象物である独立した園舎の保育所とは異なる法規制を受ける施設も出てきている。本論では議論を深めないが、高層建築物から避難する際に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で必要とされる保育士数では介助人数に不足がある<sup>7)</sup>ことが指摘されている。

指針においても、第3章 健康と安全 4 災害への備え (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備えにおいて、避難訓練実施の根拠法令としてこれまで見てきた消防法や設備運営基準を示したうえで、定期的な避難訓練を実施する必要性を明記している。このように明記されることで、指針を見るだけで訓練実施の必要性を知ることができるだけでなく、避難訓練が保育の中でとても重要なものであり、繰り返し保育者に向けて発信されているということがわかる。

#### イ. 教育面に関する法律

避難訓練は、保育者が長期的な見通しを持ち計画的に指導すること、日常的な指導を積み重ねることにより子どもが災害時の行動の仕方を理解することが重要である。また、災害においては日ごろから地域の特徴や子どもの発達の特性の理解を念頭に指導を行う。(指針 第2章 保育の内容 3歳以上児の保育 心身の健康に関する領域「健康」(イ)内容 ⑩)留意点として、避難訓練を通して子どもが緊急時に適切な行動がとれるようにすることが重要であり、そのため、安全を確保するために、場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要であること、その際、子ども自身が何をすべきか、なぜしてはいけないかを考えるようにすること。災害時の行動の仕方を身に付けさせるためには、子どもの発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝える必要があること。火事や地震等の自然災害を想定した避難訓練は、災害時には保育士等の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるように、避難訓練を行うこと。(指針 第2章 保育の内容 3歳以上児の保育 心

身の健康に関する領域「健康」（ウ）内容の取扱い ⑥ この内容の取扱いの記載は、文部科学省の示した安全教育の幼稚園児の目標「災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できる」と同じ意味の記述であり、避難訓練の効果として、子どもがこの姿に近づくことが望ましい。

## (2) 避難訓練に関する物的環境

### ア. 管理面に関する物的環境

物的環境は避難訓練のスタート地点（保育室であることが多い）からゴール地点（園庭であることが多い）までを構成するあらゆる物である。前項の法律に定められた施設や設備、法律には定められていないが保育の必要上設置されている設備や施設、持ち込まれた用品が保育所内には存在する。スタート地点である発生初期にいる場所、シェイクアウトを行う地点から、二次対応で移動を行う避難経路、そしてゴール地点である避難場所までの位置関係と物的環境をまとめたものを示す（図1）。

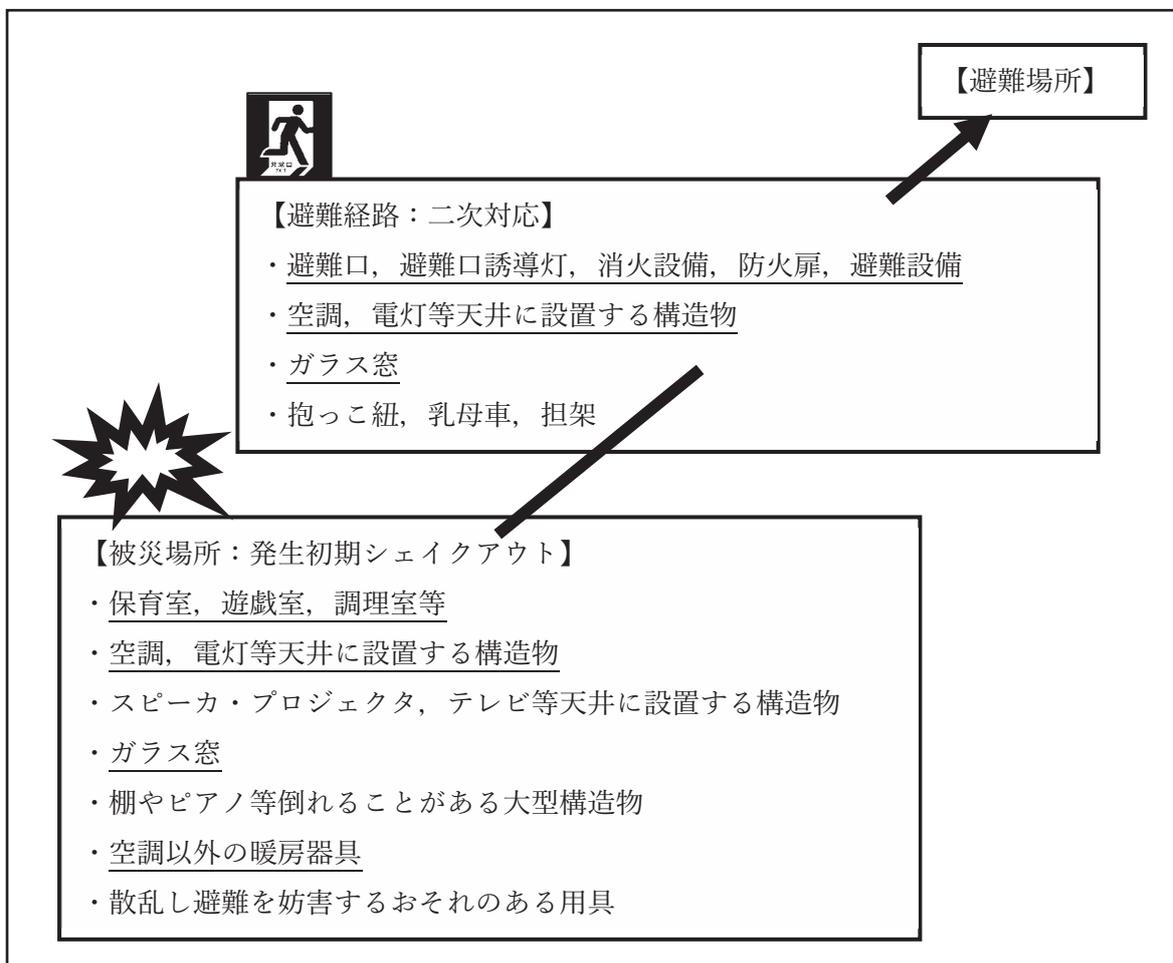


図1. 避難場所までの道のりと管理面の物的環境（下線は法律上必要な物）

### イ. 教育面に関する物的環境

教材として、以前から絵本や紙芝居が活用されてきたが、「ぼうさいダック<sup>8)</sup>」（一般社団法人日本損害保険協会）や「ぼうさいまちがいがし きけんはっけん!」（企画・制作：日本赤十字社、特定非営利活動法人プラス・アーツ 監修：防災&情報研究所）といった、子どもが遊びながら防災について学ぶ教材も増えている。また、デジタルメディアを利用した防災について学ぶことができるアプリも増えている。災害に対する内容がより正しいものにアップデートされているか、信用できる発行元であるか、対象の子どもに適した内容であるかを検討した上で活用する必要がある。また、映像は有効な教材

の一つと考えられるが、こわさだけが子どもに残らないように、実際の避難訓練もしっかり行う必要がある<sup>9)</sup>。なお、幾度かの大震災を経て保育者の中にも、地震や津波の映像などを見ると体調が悪くなる者がいる。特に衝撃的な映像教材を用いる場合は、ねらいに対して必要なものであるか検討する必要がある。視覚情報の有効活用として、絵本や紙芝居、掲示物が有用である<sup>10)</sup>ことが報告されており、これまでのような関わりも防災活動の展開に有効である。

ぐらぐら台やゆらゆら壁、もくもくトンネルといった災害を体験できるアトラクションを用い防災教室を行っている報告もある。これらのアトラクションはねらいを持って手作りされた物で、リアリティよりも友達や保育者と一緒に体験することを目的に製作され、恐怖心よりも興味や挑戦心を抱かせ、楽しさを盛り込み、子どもが防災について経験を得る活動になっている<sup>11)</sup>。

### (3) 避難訓練に関する人的環境

#### ア. 管理面に関する人的環境

実際の避難を想定すると、子どもと共に行動する職員だけでなく、消火やその他の対応をする職員も必要になる。避難訓練を行う上で、これらの人数も考慮し、計画を立てる必要がある。

#### イ. 教育面に関する人的環境

保育者だけでなく、消防署員等関係機関や地域と合同で避難訓練を計画することがある。そのような場合でも、丸投げしてしまうのではなく、可能であれば事前に保育者が内容を教えてもらい、ねらいや内容が子どもに合っているか検討する必要がある。

子どもに避難訓練を通して教育的に関わる中心は保育者であり、災害に対する知識や避難技術を身に付ける必要がある。知識や技術がなければ自信がなくなり、積極的に指導できる状態でなくなってしまう。内容自体は避難訓練の時間や避難技術にこだわる必要はなく、普段の保育の中で集団遊びの機会を多く設けるなど、日々の保育の中で関連する活動を取り入れていくという方法もある。

## 4. 保育所における避難訓練のあり方

避難訓練は消防法に示される訓練で、初期消火に関する消火訓練、発災確認後、建物内周知や消防機関への通報を行う通報訓練と並び、発災を知らされ避難や誘導及び避難器具を確認する訓練である。これら三つの訓練をまとめ自衛消防訓練と呼ぶ<sup>12)</sup>こともある。管理面からは自衛消防訓練全般が重要であるが、消火訓練や通報訓練は高度な判断を必要とするため、子どもが参加しやすいのは避難訓練である。

訓練は、机上訓練（机上訓練と図上訓練を厳密に分ける場合があるが、本論では机上訓練とまとめる）と実動訓練に分けられる。机上訓練では、計画に基づいて保育者の数が適切であるか、配置や物品の準備が適切であるか等、普段の様子から予想されるデータを基に机上や図上でシミュレーションする。利点として、必ずしも関係者全員が参加する必要がないので通常の保育を中断することなく実施することも可能である。欠点として、一部の保育者の想像だけでシミュレーションが進むため、被害や成果が甘く見積られる可能性があること、机上訓練のみ実施しても実際に動く必要がある関係者の練度は向上しないことが挙げられる。

実動訓練では、発災状況を再現し、関係者が状況に参加し訓練を行う。計画がうまく実行できるか、机上訓練の予想が正しいか具体的に検証できる。本番により近い状況で、子どもの姿を観察することも可能である。また、管理面からの効果だけでなく、訓練に参加した関係者もテーマに沿った学びを得る機会となるため、教育面からの効果も期待できる。大泉(2012)は組織における危機対応シミュレーション(訓練)の目的に、危機対応計画の完璧度のチェックや手順の確認以外に職員の訓練があると述べて

いる。緊急事態に対する成功と失敗の明暗は訓練と経験から生まれる学習効果に左右され、危機対応計画を、準備段階において学習効果を得ることなく、先入観や想像だけで評価するのは危険であることも指摘している。訓練の目的を達成するために必要な条件として、職員の参加、疑念の除去、対策本部の設置、現実的なシナリオ、現実的な演習体制を挙げている<sup>13)</sup>。職員の参加は、保育所では保育者と子どもの参加と言い換えることができる。疑念の除去とは、シミュレーションを単なるゲームとしないために、現実のものとして対応する必要があることをさす。子どもの立場からすると、より具体的に、避難について体験できる実動訓練が適している。

保育所では、防災計画や消防計画が策定されているため、策定された計画に基づいて避難が行われる。保育所における避難の特徴として、避難する関係者の大半は子どもであること、その子どもの姿が日々変わること、また、毎年メンバーが大量に入れ替わる（卒園入園）ことが挙げられる。管理面からも、机上訓練だけでなく、実動訓練を行うことで、その時の子どもの姿をとらえることができ、避難計画へ活かす資料を得ることができる。

発災時の動きについて、指針では、安全確保と避難(移動)の二つの行動に分けている。地震を例にすると、災害発生初期の安全確保は、シェイクアウト「しせいをひくく、あたまをまもり、じっとする」<sup>14)</sup>に代表されるようにその場で自身の安全確保を第一に行動する。次に、二次対応として、状況に応じてどの避難場所に、どのような経路、タイミング、方法で避難を行うかを保育者が速やかに判断し、子どもは保育者の指示に適切に従い避難する。備品や遊具等の適切な配置や整理整頓を日ごろから行うことや避難経路の安全性を確保することも明記されており、二次対応においてゆれが収まったタイミングを見計らい、より安全な場所へ移動することが避難することになる。スタート地点とゴール地点が明確である避難訓練は子どもにもわかりやすく、達成感も味わうことが可能である。

避難訓練の状況設定として、特に、東日本大震災の発生した2011年以降は地震に関する報告がほとんどであるが、元来は、多くの人が集まる保育所で、火事を取り扱う訓練が主眼に置かれていた。さらに、現在では他の災害を想定した訓練も行われており、弾道ミサイル情報への対処訓練<sup>15)</sup>やスクールバスからの避難訓練<sup>16)</sup>も報告されている。

避難訓練の質についての指摘もある。保育所等では子どもが主体的に関わる防災教育が十分に行われておらず、避難訓練に留まっている<sup>17)</sup>とし、防災教育プログラムを計画的に実施することで、子どもの興味関心を高め、避難訓練に必要な行動が習得されることを報告している。

避難訓練について先行研究をあたると、防災訓練という用語を多く見つけることができる。よく似た言葉に感じられるが、防災教育は避難訓練も含め、防災に関する活動全般であり、避難訓練を行うことよりも、災害に対して子どもが知る、考える機会を多くとり活動を行っている。

これまで領域「健康」の観点から避難訓練について先行研究や資料をながめてきたが、保育所における避難訓練の目的が、一見すると異なった教育観による二つのものを含んでいるように感じられた。指針や文部科学省は、災害時に保育者の言うことをよく聞いて、適切に行動できることを安全能力とし、一方で、多くの研究者は子どもが主体的に考え行動できることに重きをおいた活動を支持している。

我が国の教育における最大のテーマは生きる力である。保育所において、子どもが死なないこと、生きる力を獲得するということは基本かつ最も重要なテーマである。そのような中で、避難を行う上で一人の脱落もなく、保育者の指示を適切に聞き行動できることが、とても重要である。そのためには、「厳しい指導も必要」と指針に明記されているように、命を失わないことへの決意が読み取れる。当然、防災教育も子どもが命を落とさないようになることが至上命題であり、その点で共通している。

これまで本論で述べてきたよう避難訓練と、避難訓練以外の防災教育と何が異なるだろうか。保育所において、一人の死傷者も出さないように、全ての子どもや職員が理解しやすい内容で、一刻も早く習得できることを目的にしているのが避難訓練で、想定外の事態が発生しても、子どもが主体的に判断・

行動することができるように個人差に合わせた関わりを行い指導するのが避難訓練以外の防災教育と解釈できる。誤解をおそれず端的に言い表すなら、前者は量を求めた関わりであり、後者は質を求めた関わりであるといえる。

このため、どちらが有用であるかではなく、子どもが命を失わない目的は同じであり、保育者がどのようなねらいをもって保育を行っていくかの問題になる。理想的な形としては、いつ起こるかわからない災害に対して、なるべく早い時期に避難訓練を行い、子どもの姿を観察し防災教育を行っていくのが理想的と考える。もちろん、はっきりとした区別をつけることが難しいこともある。防災教育が避難行動へよい影響を与えた<sup>18)</sup>報告もあり、計画的に訓練を行う際に、防災教育の観点もふまえることは問題ない。

保育所では、業務がどれだけ忙しくても、月に1回以上、年に12回以上の訓練を実施しなくてはならない。岡本ら(2021)は防災教育を展開するのに必要な条件として、子どもの姿に応じた保育活動であること、保育活動を通じた経験の積み重ねがあること<sup>19)</sup>を挙げている。月に1回、年に12回行うということは、段階をもって計画的に実施する、子どもの姿の変化を見ながら実施する、子ども自身が経験の積み重ねられるのにより影響が期待できる期間、回数である。回数の多さに甘んじることなく、1回ずつの避難訓練を、より有意義なものにしたい。

## 引用文献

- 1) 文部科学省. 学校安全資料:「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育. 2019.  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_01.pdf) (情報取得 2025/8/1)
- 2) 田中哲郎(2011) 保育園における事故防止と安全管理. 日本小児医事出版社.
- 3) 佐藤大介・高橋慧・馬場訓子(2025) 保育者志望学生の地震防災に対する意識の傾向. 岡山大学教師教育開発センター紀要, 15. 75-89
- 4) 田中哲郎・石井博子(2001) 保育士のけがや病気に対する対応について. 保育と保健, 7(2). 49-53
- 5) 高橋多美子(2008) 地域と連携した幼児期における地震防災教育の普及. 保育学研究, 46. 163-173.
- 6) 日本建築行政会議(2024) 建築物の防火避難規定の解説 2025. ぎょうせい
- 7) 佐野友紀・大崎萌子・長谷見雄二・古川容子・土屋伸一・佐藤将之・佐藤泰・畠山雄豪(2015) 園児の年齢に応じた保育士の避難介助行動の実態調査: 高層建築物内保育所における避難行動に関する研究 その1. 日本建築学会学術講演梗概集, 2015(防火). 323-324
- 8) 林国夫・吉川肇子・矢守克也・田和淳一(2008) 防災教育ツール「ぼうさいダック」の開発と実践-呉市消防局の事例を中心に-. 日本リスク研究学会誌, 17(3). 103-110
- 9) 成田錠一・田代高英・角加苗・原田碩三(1980) 幼稚園・保育所 安全保育と事故事例. 中央法規出版.
- 10) 岡本和花・白神敬介(2021) 就学前施設における防災活動の展開に必要な条件の探索. 上越教育大学研究紀要, 40(2). 483-493
- 11) 山田伸之・丁子かおる(2022) 防災保育実践における成果と課題: 過去10年間の保育者・保護者アンケートの分析から. 和歌山大学教育学部紀要. 教育科学, 72. 79-84
- 12) 自衛消防訓練を実施しましょう. 東京消防庁 HP.  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/fs/marunouti/jiei.html> (情報取得 2025/8/1)
- 13) 大泉光一(2012) 危機管理学総論: 理論から実践的対応へ [改訂版]. ミネルヴァ書房. 283-288
- 14) シェイクアウト訓練の参加者を募集します: あいち総ぐるみシェイクアウト訓練. 愛知県HP. 2025.  
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/aichi-2025shakeout.html> (情報取得 2025/8/1)

- 15) Jアラートの避難訓練 2023.7.21. 社会福祉法人慈心会さくら保育園HP.  
<https://sakura-hoikuen.ednet.jp/diary/20230721/24902/> (情報取得 2025/8/1)
- 16) 野村宗嗣 (2018) 学校 (園) における防災を考える: A幼稚園におけるスクールバス避難訓練から.  
南九州大学人間発達研究, 8. 135-138
- 17) 小林真・五十嵐望美・竹田誠・窪田広美 (2019) 幼児に対する防災教育プログラムの実践. 教育  
実践研究: 富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要, 14. 75-93
- 18) 同掲, 17)
- 19) 同掲, 10)